

記載例 ※在学中に交通費を申請する場合

様式第1号(第4条関係)

令和8年2月15日

小美玉市長 様

小美玉市地方就職学生支援金交付申請書

小美玉市地方就職学生支援金交付要綱に基づき、関係書類を添えて交付申請します。

1. 申請者欄

ふりがな	おみたま たろう		生年月日	
氏名	小美玉 太郎		平成15年6月1日	
住所	〒△△△△-△△△△ 東京都○○区△△1丁目1番地1		電話番号	090-○○○○-○○○○
<input type="checkbox"/> 小美玉市に転入済みの場合は、大学等在学中の住所 <input checked="" type="checkbox"/> 大学等在学中の場合は、移住先住所	〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835			
メールアドレス	△△△△@○○			
卒業・修了(予定) 大学・大学院 及び 学部・専攻科	○○大学□□学部			
卒業・修了 (予定) 日	令和8年3月31日			
転入(予定)日	令和8年2月20日			
移住前の住民票の所在について (どちらかに○) ※在学中のときは、現在の状況	A. 繼続して小美玉市にある (住民票の異動なし)		B. 小美玉市以外の地域 (住民票の移動あり)	

2. 交付申請する支援金の内容

交通費

(1) 就職活動等(採用試験・面接)の状況 ※交通費の申請をする場合は、記載。

就職(内定)先	企業名	○○株式会社	
	所在地	小美玉市○○1番地1	
採用試験・面接 実施日	令和7年9月1日		
内定日	令和7年10月1日	採用(予定)日	令和8年4月1日

(2) 移動経路（往復） ※交通費の申請をする場合は、記載。

期日	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(駅名・バス停名等)		
R7. 6. 1	○○線	●●駅	□□駅	2,060 円
R7. 6. 1	◆◆鉄道バス	□□駅	△△駅	350 円
R7. 6. 1	◆◆鉄道バス	△△駅	□□駅	350 円
R7. 6. 1	○○線	□□駅	●●駅	2,060 円
				円
計				4,820 円

□ 移転費

(1) 運送に要した費用の内容 ※移転費の申請を行う場合は、記載。

運送日	移住元住所	移住先住所
R . .	〒	〒
支払先（引越し運送業者等）		費用（最低限の金額）
名 称	所在地	円

4. 支援金交付申請額

(1) 交通費 ※一律 4,260 円 金 4, 260 円

(2) 移転費 ※運送に要した最低限の実費金額又は 66,000 円のいずれか低い金額 金 \_\_\_\_\_ 円

(3) 支援金合計 (1) + (2) 金 4, 260 円

5. 添付書類

(1) 別紙「小美玉市地方就職学生支援金の交付申請に関する確認書」

(2) 写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し

(3) 交通費を申請する場合は、領収書又は公共交通機関を利用したことを確認することができる書類／移転費を申請する場合は、領収書又は必要最低限の運搬費が確認できる書類

(4) 卒業証明書又は修了証明書。ただし、在学中に交通費を申請する場合には、在学証明書（卒業又は修了学年である確認がとれる状態のもの。）

(5) 移住元の住所を確認できる書類

(6) 内定・就業証明書（様式第2号）

(7) その他市長が必要と認める書類

別紙

小美玉市地方就職学生支援金の交付申請に関する確認書

- 1 茨城県及び小美玉市から支援金に関する報告及び立入調査を求められた場合には、それに応じます。
- 2 個人情報の取扱い（注1）に記載された内容について同意します。
- 3 交付申請日から5年以上継続して小美玉市に居住する意思があります。
- 4 交通費の申請では、就業先の代表者又は取締役等の経営を担う者が3親等以内の親族に該当しません。
- 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者ではありません。
- 6 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではありません。
- 7 次の（1）から（6）までのいずれかに該当した場合には、小美玉市地方就職学生支援金交付要綱第9条の規定により、支給を受けた支援金の全額又は半額を返還します。  
(1) 虚偽の申請であることが明らかとなった場合：全額  
(2) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合：全額  
(3) 在学中に交通費を申請した者が、申請日から1年以内に本市へ転入しなかった場合（申請時に既に市に住民票がある場合は除く）：全額  
(4) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合（退職日から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く）：全額  
(5) 本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年未満で転出した場合：全額  
(6) 本市への転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に転出した場合：半額

（注1）茨城県地方就職学生支援事業に係る個人情報の取扱い

茨城県及び小美玉市は、茨城県地方就職学生支援事業の実施に際して得た個人情報について、茨城県及び小美玉市が定める個人情報保護法施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、茨城県及び小美玉市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する地方就職学生支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県又は他の市町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記の確認事項について、相違及び異議はありません。

令和8年2月15日

住 所 東京都○○区△△1丁目1番地1

氏 名 小美玉 太郎

※申請後、この別紙のコピー（写し）をお渡しします。